

令和3年1月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和3年1月総会議事録

1 日 時 令和3年1月14日(木) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (4件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第3号 農業振興地域整備計画の変更について (1件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権12件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (1件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)(2件)
- 3 その他
 - ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (1件)
 - ・次回総会 2月15日(月) 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 2月5日(金) 予定

4 出席委員(18人:議席順)

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 1番 野中 保志 | 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 |
| 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 | 7番 高林 司 |
| 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 | 10番 大汐 光晴 |
| 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 | 13番 岡本 勇二 |
| 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 |
| 17番 山近 洋祐 | 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員(1人)

- 4番 林 一志

6 関係人

農林水産課農業振興班 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長 坂野 茂

事務局長補佐 長谷川 浩司

書記 坂倉 幸三

8 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和3年1月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案4件、報告事項3件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続き、12月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和3年1月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 13番、岡本勇二委員、14番、木村正雄委員、よろしく願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和3年1月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字油谷向津具下字田畑、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は260㎡。 譲受人は、油谷向津具下▲▲▲▲番地、●●●●さん。 譲渡人は、油谷河原▲▲▲番地▲、●●●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、耕作規模拡大のため、住居から近く利用耕作上、便利であるから譲り受けることとしたもの。譲渡人は、相続により

取得した農地であるが、現在耕作しておらず、将来も耕作する見込みがないので贈与したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。長門市役所向津具出張所から北西へ約 877m に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の10番、大汐委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

10番

10番、大汐です。補足説明の方をさせていただきます。

現地の確認につきましては、1月7日に大野会長さん、事務局、当地区担当の井上推進委員さん、当日、私は急用ができて、この時には隣を担当していただいています岡島委員さんで行っております。

今、事務局の方から報告がありましたように、譲受人の●●さんにつきましては、今、向津具及びこの長門管内でどんどん農業の拡大を進めているところです。若い方なので今からどんどんやってくれるんじゃないかと思っております。

また、●●さんにつきまして、数年前、ご主人が亡くなられて、ほとんど農作業の方が出来ない状態にありました。

その中で、近隣に住まわれる●●さんの方に譲り渡したいということから、本日の提案となっております。

何ら●●さんの方には問題はないと思いますから、今後もしっかり管理してくれると思いますので、ご審議の程を、よろしくお願いします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

次の議案第1の番号2につきましてですが、1番、野中委員が関連する案件となります。長門市農業委員会総会会議規則第12条の規定により、議事に参与することができませんので、野中委員におきましては、一旦、退席をお願いいたします。

(野中委員 退席)

議 長

それでは、続きまして、2番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号2。

土地の所在、大字日置中字中市、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,403 m²。ほか2筆、合計3,288 m²。

譲受人は、日置中▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、萩市大字椿▲▲▲▲番地、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人から申し出があったので、これに応じることとしたもの。譲渡人は、高齢かつ体調不良のため、耕作が困難となり、休耕地となっていたが、譲受人がいたことから、譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。長門市役所日置支所から南へ約1.7kmに位置する農地で

す。

また、5 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当議案の当事者となります当地区担当の1番、野中委員に代わりまして、現地確認をしていただきました14番、木村委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

1 4 番

14番、木村です。

1月7日、大野会長、坂野事務局長、事務局と推進委員の木村さんと現地を調査いたしました。

この農地は地主が萩市在住で、これまでも遊休農地として問題になっていた農地でございますが、●●さんが近隣で一番近いので、話がまとまったように聞いております。

また●●さんは農業委員、また認定農業者、地区の人農地プランに位置付けられていて、これからもどんどん農業をされると聞いております。

また、本人は、46歳でまだまだ脂の乗り切った状態でございます。

よろしく皆さんの審議を、お願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

野中委員、どうぞ。

(野中委員 着席)

議 長

続きまして、3 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、2 ページをご覧ください。

番号 3。

土地の所在、大字日置上字下柱松、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は 808 m²。ほか 5 筆、合計 8,025 m²。

譲受人は、日置上▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、下松市大字末武上▲▲▲番地▲▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、今までは農地を借りて耕作している状況でしたが、貸付人より農地を売りたいと申し出があったので、これに応じることとしたもの。譲渡人は、下松市に住んで 40 年になり、長門市内の宅地物件は全て売却して生活の基盤は下松市にある。今後も、日置地区の農地を耕作する予定は全くないので、農地を売り払いたい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。長門市役所日置支所から南東へ約 441m に位置する農地です。

また、7 ページから 9 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の14番、木村委員、補足説明、ご意見等ありましたら願いをいたします。

14番

14番、木村です。

1月7日、大野会長、坂野事務局長、事務局、並びに当地区担当の推進委員の先野さんと私とで現地を調査いたしました。

この農地は長年、●●さんが利用権設定を結ばれて耕作されておられる農地でございます。

●●さんは現在44歳です。この方も脂の乗り切った状態で、これからもどんどん農地の集積をやって行くという、本人も強い覚悟をされております。

皆さんの慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、4番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 4。

この議案につきましては、昨日、令和 3 年 1 月 13 日付けで申請取り下げ書が提出されましたので、議案から削除していただきますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明通り、本件は、取り下げの申し出があったところから、議案を削除することとします。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 3 年 1 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字西深川字上ノ原、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 378 m²。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、西深川▲▲▲▲番地▲、●●●●●住宅▲棟▲▲▲号、●●●●●さん。

譲渡人は、西深川▲▲▲▲番地、●●●●●さんです。

転用の目的は、自己用住宅、カーポート及び進入路です。

理由としまして、現在借家住まいであるが、子供も成長し、個別の部屋が必要となってきたため、売買により土地を取得して、自己用住宅を建築して移り住みたい。譲渡人は、現在、農業を営んでおらず、今後も農業を行う予定もなく、農地の管理も困難なため、売買に応じるもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 12 ページをご覧ください。JR 美祢線板持駅から北西へ約 281m に位置する農地です。

また、13 ページには公図、14 ページには土地利用計画図、15 ページから 16 ページには平面図及び立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、農用地区域内の農地以外で、おおむね 300m 以内に鉄道の駅が存しているため農地法施行規則第 43 条第 2 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するため、許可可能案件であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていた

だきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関から住宅ローン融資証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、道路側溝へ放流し、汚水については公共下水道により処理するため、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 7 番、高林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

7 番

7 番、西深川担当の高林です。

1 月 7 日に、会長、事務局、私、推進委員の上野さんとで現地に行き確認をしました。

現地は、板持部落の●●●団地の所になります。

申請者の●●さんは、現在は団地に住み、子供も大きくなり、実家の近くに家を建てることに決められました。

親たちも、子供に会えると大変喜んでおられました。

この農地は、道の側で土地もよく管理してあります。

何も問題はないと思いますので、皆様方のご審議を、よろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長	挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。
	引き続いて、議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	4 ページをご覧ください。 議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域基本計画を一部変更することについて意見決定を求める。 令和 3 年 1 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 この議案については、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、農用地の用途変更を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。 では、番号 1。 土地の所在、大字俵山字中田、地番▲▲▲番、現況地目は田、台帳面積 1,687 m²のうち用途変更する面積は 186.5 m²です。 申請者は、俵山▲▲▲番地▲、●●●さん。 変更の目的は、申請地の近隣に農業用施設のビニルハウスを保有しているため、近くに農業用倉庫を建設して作業効率の向上を図るもの。 別冊、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 17 ページをご覧ください。 申請地は、長門市役所俵山出張所から北東へ約 3.5 k m に位置する農地です。 18 ページには公図を、19 ページには土地利用計画図を、20 ページには平面図と立面図を添付しています。 当議案については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の「農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えないもの」に該当し「軽微な変更」となり、農用地区域からの除外ではありませんので、問題はなく、今後、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。 以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。
議 長	議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら願いをいたします。
6 番	6 番、河野です。補足説明をさせていただきます。 1 月 7 日、大野会長、鈴川推進委員、事務局、私で現地確認をいたしました。 申請者は、バラの生産利用を幅広くされておられます。

農業用倉庫の建築予定地には四方に目印の杭が打ってありまして、道を挟んで立ち並ぶハウスからの農作業の効率には適している位置とうかがえます。

水稻の農業用機械の出入口もきちんと確認できまして、残りの部分は農地として引き続き継続される予定でございます。

どうぞご審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地について、長門市農業振興地域整理計画を一部変更し、農用地を用途変更することに同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地については、長門市農業振興地域整理計画を一部変更し、用途変更することに同意すると決定をいたします。

引き続いて、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 3 年 1 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

2 月 1 日の公告となりまして、今月は従来からの利用権設定のみとなっております。

では、従来からの利用権設定ですが、訂正がございますので、お手元に差替え分を配布しております。差替えの内容につきましては、差替え分の 6 ページをご覧ください。

1 点目が、番号 2、土地の所在、大字俵山字成重、地番▲▲▲▲番が、当初賃貸借となっていたましたが、この筆のみ使用貸借となります。この修正に伴い、残り 3 筆の全体の小作料を 18,650 円から 19,825 円に変更してい

ます。

2 点目が、先ほど議案第 1 号、番号 4 で議案を削除しました、●●●株式会社と●●●●さんに関するものです。

事前にお配りした、議案 6 ページの番号 8、大字三隅中字楠、地番▲▲▲番▲、現況は田、面積は 178 m²。ほか 2 筆、計 3,624 m²。

利用権の設定を受ける者は、西深川▲▲▲▲番地、●●●株式会社、代表取締役、●●●●。

利用権の設定をする者は、三隅中▲▲▲番地、●●●●さんです。

この利用権設定について、取り下げ書が提出されていますので、削除しております。

訂正については、以上になります。

それでは、お手元に配布いたしました差替え分の 5 ページをご覧ください。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、3 件 5 筆の 5,611 m²。日置地区が、1 件 5 筆の 1,949 m²。油谷地区が、2 件 2 筆の 3,422 m²。計が、6 件 12 筆の 10,982 m²。

使用貸借が、三隅地区が、1 件 1 筆の 1,519 m²。長門地区が、2 件 3 筆の 1,652 m²。日置地区が、1 件 1 筆の 981 m²。油谷地区が、2 件 7 筆の 6,966 m²。計が、6 件 12 筆の 11,118 m²。

合計しますと、三隅地区が、1 件 1 筆の 1,519 m²。長門地区が、5 件 8 筆の 7,263 m²。日置地区が、2 件 6 筆の 2,930 m²。油谷地区が、4 件 9 筆の 10,388 m²。全体で、12 件 24 筆の 22,100 m²となります。

詳細につきましては、6 ページから 7 ページをご覧ください。

6 ページの番号 2 の契約については、賃貸借と使用貸借がありますので、件数は 2 件と計上しています。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明がありましたら、農林水産課農業振興班栗畑主査からお願いいたします。

農林水産課
農業振興班
主査

農業振興班の栗畑です。

特に補足説明はございません。ご承認の方を、よろしくお願いいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、

ご意見等ありましたらお願いいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長 議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。

報告事項 1 について、事務局の説明を、お願いします。

事務局長 では、説明に入ります。8 ページをご覧ください。
報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。
番号 1。

現地については、2 筆ともに竹木が生育し、雑草や灌木が生い茂っており、令和 3 年 1 月 7 日付けにて、会長、岡島委員、元永推進委員、事務局とで現地を確認し、原野として非農地証明をしております。

土地現況証明報告は、以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項 2 の説明を、お願いいたします。

事務局長 9 ページをご覧ください。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

報告事項 2 について、2 点ほど、修正をお願いいたします。

番号 1 について、賃借人の●●●●さんの住所を▲▲▲▲番地から▲▲

▲▲番地へ修正をお願いいたします。

続きまして、番号 2 の賃借人の氏名ですが、●●●と記載してありますが、正しくは●●●さんとなります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、報告をいたします。

番号 1 でございます。

通知者ですが 賃貸人は、宇部市大字西岐波▲▲▲▲番地▲▲、●●●●さん。

賃借人は、油谷伊上▲▲▲▲番地、●●●●さん。

土地の所在は、油谷伊上字下碓石、地番▲▲▲▲番、面積は 1,594 m²。

令和 2 年 12 月 7 日に合意解約をしております。

ほか 1 件の合意解約です。

報告事項は、以上になります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 引き続きまして、報告事項のその他について、説明をお願いいたします。

事務局長 10 ページから 15 ページをご覧ください。

●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため農業委員会への届出で済むことになっています。

番号 1 でございます。

土地の所在、大字真木、字河内森、地番▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 2,603 m²のうち携帯基地局の設置として転用面積 15 m²。

それから、台帳面積 2,603 m²の内 135.33 m²は工事用道路及び工事用車両進入路としての一時転用となります。

賃貸借権の設定で届出を受けており、令和 3 年 1 月 7 日付けで異議なしの通知を送付しております。

以上でございます。

議 長 報告事項、その他について、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

以上で、報告事項、その他について終わります。
続きまして、事務連絡などがありましたらお願いします。

事務局長
補佐

2月の定例総会ですが、2月15日、月曜日、午前9時30分から、市役所4階会議室2、この会場で開催いたします。

なお、現地調査につきましては2月5日、金曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
大変お疲れ様でございました。
ありがとうございました。

終了時間 午前10時13分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年1月14日

長門市農業委員会会長

大 野 耕 作



議事録署名委員

岡 本 勇 二



議事録署名委員

木 村 正 雄

